

奈良県訓令第九号

各部課室  
各出先機関

特別の形態によつて勤務する必要がある職員の勤務時間に関する規程（昭和四十八年三月奈良県訓令甲第十一号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

別表地域振興部南部東部振興課うだ・アニマルパーク振興室の項の次に次のように加える。

<p>奈良県文化会館</p>	<p>文化会館に勤務する者</p>	<p>四週間を超えない期間につき一週間当たり三十八時間四十五分を超えない範囲内において、所属長が定める。</p>	<p>職員ごとに四週に八回所属長が定める日</p>
<p>奈良県橿原考古学研究所</p>	<p>橿原文化会館に勤務する者</p>	<p>右同</p>	<p>木曜日（その日が休日である場合は、その日後において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日）及び職員ごとに四週に四回所属長が定める日</p>
<p>橿原考古学研究所</p>	<p>附属博物館に勤務する者</p>	<p>一週間当たり三十八時間四十五分を超えない範囲内において、所属長が定める。</p>	<p>職員ごとに四週に八回所属長が定める日</p>

別表奈良県立万葉文化館の項中「職員ごとに四週に八回所属長が定める日」を「右同」に改め、同表奈良県立美術館の項中「奈良県立美術館」を「奈良県立民俗博物館」に、「美術館」を「民俗博物館」に改め、同表奈良県立民俗博物館の項中「奈良県立民俗博物館」を「奈良県立美術館」に、「民俗博物館」を「美術館」に改め、同表奈良県文化会館の項及び奈良県橿原文化会館の項を削り、同表奈良県食品衛生検査所の項の次に次のように加える。

奈良県営 競輪場	競輪場に勤 務する者	右同	職員ごとに四週 に八回所属長が 定める日
-------------	---------------	----	----------------------------

別表奈良県産業会館の項を削り、同表奈良県しごとiセンターの項の次に次のように加える。

奈良県産 業会館	産業会館に 勤務する者	一週間当たり三十八時間四十五分 を超えない範囲内において、所属 長が定める。	職員ごとに四週 に八回所属長が 定める日
-------------	----------------	--	----------------------------

別表奈良県中央卸売市場の項中「右同」を「四週間を超えない期間につき一週間当たり三十八時間四十五分を超えない範囲内において、所属長が定める。」に、「職員ごとに四週に八回所属長が定める日」を「右同」に改め、同表奈良県新公会堂の項中「奈良県新公会堂」及び「新公会堂」を「奈良春日野国際フォーラム」に改め、同表奈良県立大学の項を削る。